

平成21年第5回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成21年12月7日(月) 15:00～16:35
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 太田 貢理事, 山内 一也副学長,
表 憲章委員, 高橋 剛委員, 松田 忠男委員, 宮間 利一委員,
宮本 光明委員
4. 欠席者 : 松野 丈夫理事
5. 陪席者 : 上林 猛監事, 前田 敬道監事, 伊藤事務局長, 佐藤監査室長,
中村総務部長, 菅原病院事務部長, 市山教務部長, 小山総務課長,
藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 今西特任専門員,
堤総務課長補佐, 国井総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、平成21年第4回(平成21年9月1日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 平成22年度再雇用希望者(教員を除く)について

本件について、学長から発議があり、次いで、小山総務課長から資料1に基づき、以下のとおり説明があった。

- ①平成22年度における再雇用希望者は、本年度定年退職者11名中7名及び平成21年度の再雇用者14名中10名の併せて17名であること。
- ②この17名は、全員が「再雇用契約職員の対象となる基準」を満たしていることから、全員を再雇用することについて問題はないと判断したこと。

審議の結果、原案のとおり、平成22年度における再雇用希望者全員を雇用することが了承された。

2. 技術職員の後任補充について

本件について、学長から、人件費削減の取り組みについては、平成18年2月7日の役員会において、「中期計画期間中(平成16年度～21年度)における職員の人員(人件費)管理の方針」を定め、中期計画期間中における定年退職等に伴う後任補充は原則行わないこととし、補充の必要性については役員会で協議し対処することとなっていたが、臨床検査・輸血部長, 放射線部長, 集中治療部長から、定年退職者に係る後任補充について要求及び非常勤職員では身分が不安定で採用の見込みが立たないことから、常勤職員での補充をお願いしたいとの申し出があったことについて、発議があった。

また、本来であれば、経営協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に9月9日開催の役員会で審議・了承されたことが報告された。

次いで、小山総務課長から資料2に基づき説明があった。

審議の結果、病院の運営上、今回欠員となる医療従事者については、「定年退職に伴う後任不補充の原則」を適用しないこととし、常勤職員での補充を認めることが、了承された。

3. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、学長から発議及び次のとおり説明があった。

8月11日に国家公務員の給与改定の人事院勧告が行われ、11月30日に「給与に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、12月1日より施行されたこと。

国家公務員給与法の一部改正については、労働基準法等が適用されている本学職員には直接適用されるものではないが、本学はこれまでも国家公務員の給与支給基準をほぼ踏襲して給与規程の制定及び改正を行ってきたこと。

また、本学職員給与規程第44条において「この規程の定める基本給及び諸手当の額等は、国家公務員の給与の改定状況のほか、本学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように改定するものとする。」と規定していること。

今回の人事院勧告の概要及び人事院勧告に係る本学の対応案については資料3-1のとおりであること。

次いで、小山総務課長から資料3-1から3-5に基づき、以下のとおり説明があった。

- ①初任給を中心とした若年層を除き、すべての基本給月額について、人事院勧告に準拠し、引き下げること。
- ②自宅に係る住居手当を廃止すること。
- ③ボーナスを0.35ヶ月分引き下げること。
- ④超過勤務手当について、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間を指定することができる制度を新設すること。なお、日曜日又はこれに相当する日の取扱いについては、今後、民間企業の実態を踏まえて必要な見直しを行うこと。
- ⑤非常勤職員については、常勤職員に準じて改定するが、12月1日以前からの在職者については来年4月からの単価改定とすること。また、パートタイム職員の時間給及び医員・研修医の日給については、定額制のため改定を行わないこと。なお、診療助教の年俸については、道からの委託費を基に年俸額を決定しているため、改定を行わないこと。
- ⑥減額調整については、資料3-5の他大学における実施予定状況等に鑑み、行わないこと。

引き続き、学長から、本来であれば、本協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に11月11日開催の役員会で審議・了承されたことが報告された。

審議の結果、原案のとおり、本学職員給与規程等の一部改正することが了承された。

なお、本規程の施行日は、平成21年12月1日とするが、超過勤務等については、平成22年4月1日から実施する旨、学長から付言があった。

4. 職務発明等補償金について

本件について、学長から発議及び尾川知的財産マネージャーから資料12-1及び12-2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり、職務発明等補償金について了承された。

また、本件については、12月9日開催予定の役員会に付議する予定である旨、学長から付言があった。

5. 障害者雇用の促進について

本件について、学長から、本学の障害者雇用の状況は、資料13のとおり、法人化以降、法定雇用率を下回っており、現在7名不足しており、今後の増員と法改正により更に4名の不足が予想されるため、非常勤職員（6時間パート）を雇用して対応したい旨の発議があり、審議の結果、原案のとおり、障害者雇用の促進していくことが、了承された。

また、本件については、12月9日開催予定の役員会に付議する予定である旨、学長から付言があった。

6. 病後児保育に係る料金について

本件について、学長から、6月23日開催の本協議会において了承された病後児保育室の利用料金等について発議があり、次いで、小山総務課長から資料14-1及び14-2に基づき、次のとおり説明があった。

①利用料金については、全国の病児保育施設及び旭川市内の施設の利用料金を参考に、資料14-1のとおり、1日2,000円、5時間未満利用の場合は1,500円とし、この中には、実費額であるふとん・タオルのリース代500円が含まれていること。また、給食費、おやつ代、飲み物代は実費額とすること。

②病後児保育室の受入れ時に「かかりつけ医連絡票」の提出を求めることとするが、本学病院を受診した場合の料金について、旭川医科大学病院諸料金規程に規定する必要があること。他病院の状況を参考に、保険点数に定められている「情報提供料」を準用し、資料14-2のとおり、患者負担額である3割負担の750円に消費税を含め、787円とすること。

審議の結果、原案のとおり、病後児保育利用料金及び「かかりつけ医連絡票」に係る本学病院での料金設定について、了承された。

また、本件については、12月9日開催予定の役員会に付議する予定である旨、学長から付言があった。

7. 役員の退職手当について

本件について、学長から発議があり、審議の結果、平成21年12月31日で任期満了により退任となる理事の退職手当は、業績に応じた増額又は減額という措置は行わず、基準どおりの退職手当額を支給することが了承された。

また、理事退職後も引き続き、添付の「仕様書」のとおり学長政策推進室長として、「学長の進める政策について、学長政策推進室の推進と取り纏めを行うこと目的」とし、引き続き就任いただく旨の契約を結ぶことについて、大学運営会議で決定したことの説明及び発議があり、これが了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 地域の医師確保等の観点からの医学部医学科入学定員の増について

9月9日開催の役員会において、「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえ、平成22年度からの入学定員を5名増員し、第2年次後期編入学定員の10名を加え、117名、収容定員692名とすることが了承されたこと。

その後、文部科学省から、資料4-1のとおり、「①各都道府県につき当該都道府県内大学5名、当該都道府県外の大学2名、合計7名という定員の上限値をそれぞれ超えても差し支えない。」「②都道府県においては、追加的な入学定員の増員についても、地域医療再生計画に当該入学定員の増加を位置づけ、大学と連携し卒業後一定期間の地域医療等の従事を条件とする奨学金を設定することとするが、支給額、支給対象年次及び返還免除要件期間等については、改めて都道府県と大学が協議して定めて差し支えない。」取扱いをした場合の入学定員増員の意向調査があったこと。

大学設置基準改正要綱では、資料4-2のとおり、「平成22年度以降に期間を付して医学部の収容定員を720人を超えて増加する大学における専任教員数の算定については、文部科学大臣が別に定めるところにより、医学部に係る専任教員数を150人とすること。」とされ、改正等の趣旨においては、「①必要な専任教員数等の基準」や「②入学定員120人を超えて増加する大学が算定する専任教員数の基準」を設定するものとしていること。

今年度入学者から12名増員したところであるが、教員を増員し、教員の負担を少しでも軽減できることは、大学にとっても非常に意味のあることであるため、過去最大の入学定員120名（収容定員720名）を若干上回ることとなるが、平成22年度から、第2年次後期編入学定員の10名を含む入学定員を122名とし、収容定員を722名としたこと。

参考資料として、現在、情報を得ている弘前大学及び山形大学の両医学科の状況を添付したこと。

なお、本件については、本日、文部科学省からホームページ等により公表された旨、学長から付言があった。

(2) 平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果について

平成20事業年度に係る業務実績報告書を、平成21年6月29日付けで国立大学法人評価委員会に提出した結果、資料5-1のとおり、「平成20年度に係る業務実績に関する評価結果」の通知があったこと。

次いで、藤井企画評価課長から、資料5-1に基づき、評価結果の内容について、説明があった。

続いて、学長から、『業務運営の改善及び効率化』の項目はB評価となったが、『財務内容の改善』の項目で文部科学省科学研究費補助金への申請が各教員1件以上に至っていないとしてD評価、『その他業務運営に関する重要目標』の項目で検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備等の取組が不十分としてC評価となったこと。

資料5-2の特色ある取組例として、『貢献度評価に基づく教育研究基盤校費の傾斜配分』が取り上げられたこと。

今後、国立大学法人評価委員会では、第1期中期目標期間の最終年度（平成21年度）終了後に、先に実施した平成16～19年度の業務の実績に関する評価の結果について、平成20年度及び平成21年度の業務実績を踏まえ、その変更の必要性を確認し、当該中期目標期間の評価結果を確定すること。

当該評価結果は、第2期中期目標期間の運営費交付金の配分に反映されることから、この度の指摘事項に対する取組を徹底するとともに、その他の中期目標・中期計画の達成についても一層の協力を願いたいこと。

なお、本学の評価結果については、実績報告書とともに本学ウェブサイトに掲載し公表していること。

また、国立大学法人全体の年度評価の概要等、関係資料についても、掲載しているので、参考願いたいこと。

(3) 臨床シミュレーションセンターの設置について

学部学生、研修医、医師等の実践的な臨床医学教育訓練の場であるスキルズ・ラボラトリーには、患者シミュレーター・幼児用心肺蘇生練習モデル・内視鏡外科用トレーニングボックスなどが配置されており、これら設備の利用の促進及び充実を図るため、管理要員とインストラクターを配置し、臨床シミュレーションセンターに名称変更の上、学内共同利用施設として位置づけたこと。

なお、初代センター長には、麻酔・蘇生学講座の岩崎寛教授が就任したこと。

(4) 道北ドクターヘリの運航について

道北地域におけるドクターヘリ配備の経緯について次のとおり説明があった。

- ①道北ドクターヘリの基地病院は、救命救急センターでもある旭川赤十字病院であること。
- ②旭川赤十字病院では、ヘリポートを屋上に作ったが、格納庫、給油施設の設置場所がないとのことで、本学が駐車場を取りつぶして敷地を提供したこと。
- ③資料7のとおり、11月末に道北55市町村からの寄附金等により格納庫と給油施設が完成し、本学の負担でヘリポートを整備したこと。

引き続き、学長から、現在、本事業は基地病院である旭川赤十字病院を中心に運航が開始されており、協力基幹病院である本学の協力体制と運航事業の近況について次のとおり報告があった。

- ①本学の協力体制としては、毎日運航することとしており、運航時間は午前8時

- 30分から午後5時までを基本としているが、日没までは運航することとなるため、季節により時間変動があること。
- ②搭乗者は、救急部所属医師10名を登録しており、平日は毎週火曜日と水曜日、土曜日と日曜日はそれぞれ月1回搭乗すること。看護師の搭乗については、搭乗条件が整い次第、搭乗させる予定であること。
 - ③運航事業の近況としては、10月1日に基地病院である旭川赤十字病院にドクターヘリが配備され、6日には出動要請があり、本院の医師が活動医師第一号となったこと。
 - ④10月の飛行実績は、21件の出動要請に対し、出動前に取消の連絡があった4件を除いた17回出動していること。本院の当番日は10日間であり、6人の医師が出動したこと。

(5) 平成21年度第一次補正予算の執行について

平成21年度第一次補正予算については、6月23日開催の本協議会で、資料8のとおり約14億円の補正予算が措置された旨、報告したところであるが、去る9月の政権交代により、執行を一時留保するよう、文部科学省から要請されていたこと。その後、全額執行可能となったこと。

約1ヶ月間手続きが中止していたが、現在は、順調に執行手続きを進めていること。

(6) 受託研究、共同研究の受入れについて

平成21年度10月末までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料9-1及び9-2のとおりであること。

(7) 寄附金の受入れについて

平成21年9月～11月分の寄附金受入状況については、資料10のとおりであること。

(8) 大学中央玄関の改修について

総合研究棟改修工事の一環として、総合研究棟と本部管理棟の渡り廊下を、大学のメイン玄関として改修すること。

名称は「大学中央玄関」とし、資料11は、改修後のイメージであること。

なお、平成22年3月末に完成予定であること。

また、表委員から、旭川市から彫刻を貸出すことについての提案があり、学長から、施設課と相談の上、回答する旨付言があった。

(9) 環境報告書2009について

「環境報告書2009」を資料として配付しているので、ご覧いただきたいこと。

この環境報告書は、事業年度ごとに年度終了後6ヶ月以内に公表することが義務付けられており、環境方針や実施計画、環境への取組状況、事業活動に伴う環境負荷等を記載していること。

昨年同様、本学の特色ある取組や社会貢献活動など、関心が高いと思われる内容を「特集：旭川医科大学の挑戦」として紹介し、社会にアピールする構成としたこと。

なお、この環境報告書は、大学ホームページ上でも公表していること。

2. その他

学長から、次回経営協議会は、審議すべき議題がある場合に、日程調整の上開催する予定である旨の報告があった。

以上